

第4次山形県特別支援教育推進プラン 〈概要版〉（案）

現行のプラン 「第3次山形県特別支援教育推進プラン」（平成30～令和4年度）

近年の特別支援教育に関する動向

- 平成28年4月 「障害者差別解消法」施行（合理的配慮の提供の義務化）
- 平成30年4月 「高等学校等における通級による指導」の制度化
- 令和3年1月 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告（文部科学省）
- 令和3年9月 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
- 令和4年3月 「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」通知（文部科学省）

課題

- 共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育システム*¹の一層の周知・啓発
- 関係機関との連携強化による切れ目ない支援*²の充実
- 通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導の充実
- 新たな課題に対応できる特別支援学校教員の専門性の向上（発達障がい、ICT利活用等）
- 障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の推進
- 特別支援教育を担う教員の育成と全ての教員の特別支援教育力の向上 等

「第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会」（令和4～5年）

現行プランの成果と課題の検証

おおむね5年間の施策の方向性

新プラン 「第4次山形県特別支援教育推進プラン」（令和5年度～：5か年）

基本目標

- ◎ 特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
- ◎ 校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る。
- ◎ インクルーシブ教育システムへの理解を進め、共生社会の形成と障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。

インクルーシブ教育システム（*1）

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことでです。

切れ目ない支援（*2）

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至るまでの切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

施策一覽

施策1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進

○インクルーシブ教育システムや共生社会についての更なる周知・啓発

- ・ホームページを活用した情報発信の工夫(2次元コードを利用した発信力の強化)【新】
- ・発達障がいへの理解に係る研修会等(研修会を参集型と配信型を併用して実施し参加者を拡大)
- ・多様性を認め合う学級経営の取組みや多様なものの見方・考え方を育てる教育活動を促進するための好事例を発信

○発達段階やニーズに応じた多様な交流及び共同学習の実施による内容・質の充実

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互理解を深める交流及び共同学習や学級経営の周知【小中段階】
- ・双方の学校の特性を生かした活動の推進(生徒会活動、ボランティア活動、バザー等)【高等学校段階】
- ・多様な交流手段を活用した交流実施の拡大(手紙等の媒体を介した間接交流、ICTを利活用した遠隔交流等)

○特別な教育的支援が必要な児童生徒への適切な合理的配慮の提供と評価・改善の促進

- ・全ての教員を対象とした合理的配慮に係る(校内)研修の推進(データベース(インクルDB)の活用促進)
- ・校内委員会やケース会議等による合理的配慮の組織的な検討の促進
- ・個別的教育支援計画に明記しPDCAサイクルによって評価・改善することを促進
- ・合理的配慮の提供に係る情報共有とチーム支援の促進(実践事例の蓄積と共有、好事例の紹介)

施策2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

○切れ目ない支援の充実に向けた積極的な情報共有による関係機関との連携強化

- ・個別的教育支援計画をツールとした支援に係る情報の共有と引継ぎの促進(作成・活用にあたっての関係機関との情報共有、進学・就労時等における引継ぎ率の向上)
- ・特別支援教育コーディネーターを窓口とした関係機関との連携推進(連携マニュアルの作成・配布)【新】
- ・県内4地域における切れ目ない支援体制の強化(切れ目ない支援連携協議会による地域の連携に係る課題の検討とより一層連携を進めるためのマニュアルの作成)

○個々の教育的にニーズに応じた適切な教育支援の推進

- ・就学担当者や教育支援地方研究協議会を通じた教育支援に係る関係者の理解推進(早期からの情報提供、就学に関するガイダンスの実施、合意形成に向けた丁寧な教育相談)
- ・就学に係る保護者への周知と理解の推進(保護者向けリーフレットを活用した理解の推進)
- ・保護者の相談機会の確保(早期相談支援「にこにこ相談」・「地域教育相談窓口」等)

○学校における医療的ケアの対応等の課題における関係機関との連携の推進

- ・支援センターや医療機関等との連携体制の構築(医療的ケア連絡協議会による課題解決に向けた連携)
- ・学校における医療的ケアに係る周知・理解推進(保護者、教職員、医療関係者等への周知)

施策3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実

○インクルーシブ教育システム構築に向けた各学校の取組みの推進

- ・校長のリーダーシップによる学校組織全体で取り組む特別支援教育の推進
- ・校長のリーダーシップを支える取組み
 - ①「管理職向け手引」の作成・配布【新】
 - ②研修・相談の実施
 - ③セルフチェックシートによる取組状況の確認を促進(「インクル COMPASS」の活用)【新】

○通級による指導の充実

- ・他校通級や巡回通級の促進による通級による指導の利用拡大【小中学校等】
- ・教職員、児童生徒、保護者への通級による指導の内容、教育的効果等に係る理解推進【共通】
- ・通級による指導担当教員の専門性と指導力の向上を図る研修の拡充【共通】(年2回⇒年3回)

○全ての教員の特別支援教育力の向上

- ・どの教員も特別支援学級や通級指導教室において指導にあたる経験をすることを促進【新】
- ・発達障がいへの理解や支援に係るセミナーの開催
- ・特別支援教育力向上に向けた校内研修の実施率の向上(校内研修で利用できるコンテンツ等の活用促進)

○特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談による支援の充実

- ・特別支援学校の巡回相談による小・中・高等学校の相談を充実(外部専門家(作業療法士)が巡回相談員に同行)

施策4

特別支援学校における教育の充実

○地域資源の積極的な活用と社会に開かれた教育課程の推進による教育活動の充実

- ・学校と地域との連携・協働の推進
(地域と連携した子どもの社会経験の拡大や自己有用感を育む教育活動の充実等)
- ・社会に開かれた教育課程の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの促進

○新たな課題に対応するための教員の専門性向上

- ・発達障がい児への指導力向上のため、専門的知見を有する作業療法士を知的障がい特別支援学校に派遣拡充
- ・生徒指導や困難事例に対応するためのエリアカウンセラーの派遣
- ・各障がい種(視・聴・知・肢・病)ごとの専門性向上に向けた研修会の開催
- ・障がい特性に応じた効果的なICT活用の推進(活用研修会の開催、音声教材等の研修会の紹介・受講促進)

○特別支援学校の教育環境の整備

- ・「特別支援学校の校舎等整備計画(R2.8策定)」の確実な推進(山盲、上高養の校舎等の整備)
- ・校舎等の安全確保やバリアフリー化に向けた対応【新】
- ・学校・地域等の要望・課題の整理、校舎等整備計画完了後の整備に係る検討【新】

施策5

社会参加に向けた支援の充実

○就労支援の充実

- ・就労支援コーディネーターの県内4地区配置による就労先(含福祉就労)の拡大
- ・地区内の学校及び関係機関の連携強化
(地域別戦略会議、就労支援コーディネーター連携協議会等による地区ごとの就労拡大戦略の検討)
- ・就労支援コーディネーターの同行による高等学校への巡回相談
(障がいのある生徒の進路指導関係)の充実

○自立と社会参加を目指した教育の充実

- ・発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育の推進(「キャリア・パスポート」の活用促進)【共通】
- ・学校の特色と時代や地域のニーズ等を踏まえた職業教育の研究・充実【特別支援学校】
- ・円滑な就労、社会生活への移行のため「個別的教育(移行)支援計画」による進路先への情報の引継ぎを推進【共通】

○スポーツ・芸術・文化活動への更なる取組みの促進

- ・卒業後も楽しめるスポーツ・芸術・文化活動の紹介
(オーケストラ体感事業、やまがた障がい児者アート公募展等の紹介等)
- ・パラスポーツを通じた交流の推進(パラスポーツ体験交流会、整備したパラスポーツ用具の活用等)

施策6

教員の専門性の向上

○特別支援学校教諭免許状の保有率の維持・向上と教員を目指す学生への特別支援教育の魅力発信

- ・特別支援学校教諭免許状の保有率の維持・向上に向けた取組みの継続
(新規採用時加給、未保有者への働きかけ等)
- ・特別支援学校における教職を目指す学生の受け入れ促進(学生ボランティア、介護等体験生、教育実習生等)
- ・教員を目指す学生への特別支援教育の面白さややりがい等の魅力発信【新】

○特別支援教育の担当者の育成と核となる人材の育成

- ・特別支援教育課、県教育センター、教育事務所が連携し、特別支援教育担当者を育成する系統的な研修を実施
- ・特別支援教育の核となる人材を育成するための長期研修(特別支援教育分野)等への教員の派遣
- ・長期専門研修の積極的な情報提供と計画的な派遣の推進
(特別支援教育の専門性をより一層高める研修:国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修)

○教員のキャリアステージに合わせた計画的・系統的な研修受講の促進

- ・研修会の開催やオンラインで利用できるコンテンツを活用した校内研修の促進により、すべての教員に必要な発達障がいに関する専門性を向上
- ・全ての教員に必要な発達障がいに関する専門性の到達目標と研修メニューを対応させたセルフチェックシートを作成し活用を促進
※(仮)「教員が身に付けるべき発達障がいに関する専門性の指標」【新】